

令和3年度 事業計画

<基本方針>

令和2年1月からのコロナ禍により、社会全般の状況が大きく変わりました。コロナ禍の影響による個々の収入額の減少や失業が増大する中、外出自粛により生活活動も滞り、地域の住民活動にも大きな影響を及ぼしています。コロナウイルス感染拡大防止のため様々な地域活動が中止となり、外出自粛等により人と人とが接する機会が減ったことから、それに伴って生活上の困りごとや生きづらさを抱えた人たちは、今まで以上に孤立しやすくなり、孤立死、自殺、閉じこもりに加え、身体能力の低下や、高齢者や児童に対する虐待の増加も予測される社会状況となっています。

これらの状況を踏まえ、本会においては、住民主体の理念に基づき、住民生活に密着した地域福祉活動や福祉サービスに必要な各種事業を推進するとともに、総合的な相談支援や権利擁護に取り組み、地域生活課題の予防・解決に向けた小地域福祉活動の支援や地域資源の把握と発信により福祉活動の活性化を進めていきます。

「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業(見守り相談室)」をとおして、要援護者が地域の中で安心した生活ができるよう見守りのネットワークの構築をさらに進め、「生活支援体制整備事業」により引き続き、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進し、多様化する生活課題・福祉課題に取り組めます。

地域福祉の発展のために欠かせないボランティア活動、こども食堂などの居場所支援や福祉教育については、ボランティア・市民活動センターを軸として進めてまいります。

また、様々な共生社会の実現に向けた地域への啓発、社会福祉施設による公益的な活動への支援、区との連携による災害時体制の推進、社会資源の把握と情報発信をおこないます。

「誰もが安心して暮らすことができる福祉によるまちづくり」のために、多様化・深刻化する生活課題や福祉課題などの解決につなげられるよう、相談・支援を行い、地域・関係機関・団体、行政などと連携、協働し、地域福祉を進めていきます。

また、社会福祉法人として、事業経営の一層の透明性やガバナンスの強化を図り、より効率的な運営に取り組んでいきます。

<令和3年度の重点項目>

1 地域生活課題の予防・解決に向けた小地域福祉活動の支援

各地域で開催されている地域住民による福祉活動等について、住民主体の理念に基づきながら、要望や必要に応じて話し合いの場づくりや研修会など、開催支援をおこないます。また「生活支援体制整備事業」「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業(見守り相談室)」により、地域における居場所づくり・見守り活動を促進していきます。各部署が協働しながら、地域支援に重要な地域アセスメントをおこない、各地域の取組みの強みや困りごとなどを共有し、解決に向けて話し合う場をもち、住民同士の見守り・支え合いの取組みを支援します。

2 多様化する生活課題・福祉課題に対する取組み

地域包括支援センターによる包括的・重層的な総合相談事業の一層の強化をめざし、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業(見守り相談室)」と協働し、生きづらさを抱える方に寄り添う支援をおこないます。また「生活支援体制整備事業」においては、地域の生活課題を掘り起こし、課題解決に向けて地域と協働し、生活支援サービスの創出や担い手の発掘・養成に取組み、介護予防の観点からの居場所づくり、生きがいをづくりに向けた取組みを進めていきます。

近年大きな社会問題となっている子育て世代の孤立化、児童虐待については「あさひ子育て見守り事業」による家庭訪問、相談支援などにより、孤立化や児童虐待の防止・軽減につなげます。

また、旭区役所・中野こども病院・区社協の三者により「子育て地域包括連携に関する協定書」を締結し、相互連携を強化するとともに、妊娠期から切れ目のない支援を行い、子育ての様々な課題に適切に対応し、子どもの健やかな成長と子育て支援を一層推進するよう取組みをすすめます。

3 参画・協働による地域づくり・場づくり

ボランティア・市民活動センターを主体に、ニーズに応じた各種講座を実施し、担い手の発掘、育成につなげていくとともに、ボランティアグループや市民活動団体、NPO、社会福祉法人、社会福祉施設、企業、学校等と連携、協

働し、ボランティア・市民活動の推進に引き続き取り組みます。ボランティア・市民活動については、ホームページ等による積極的な情報発信をおこないます。

また、こども食堂の立ち上げ、継続支援や学び舎事業による学びの場をとおして、こどもの居場所支援をおこないます。

4 地域における共生をめざした取組みや福祉教育の推進

認知症や障がいのある方等への理解が図られるよう、学校や地域、企業等への福祉教育も積極的に進めます。また、地域の中での孤立を防ぎ、つながりづくりをつくるための場づくりなど、生きづらさを抱える人の社会参加の実現に向けて取り組みます。

5 平時からの防災にかかるときの取組みの推進

区防災担当とともに、地域の防災訓練に積極的に関わり、日ごろから顔の見える関係づくりを進めます。旭区社会福祉施設連絡会において防災をテーマとした取組みや研修等を行うとともに、区社協内においても、災害時を想定した災害ボランティアセンター開設し訓練を行うなど市社協と引き続き連携した取組みを実施します。

6 地域資源や福祉に関する情報の把握と発信

新たに、区役所・中野こども病院・区社協が協働し、区内の子育て支援にかかわる団体等が互いの取組み等について共有できるよう、ICT（情報通信技術、テレビ・パソコン・携帯等などデジタルで操作する通信機器）を活用した取組みをすすめます。

また、引き続き、HPの充実やパンフレットの発行等により、社会資源の情報発信をおこない、生活課題である買い物困難者に対する支援については、ICTを活用した買い物支援の取組みを行うなど、新たな生活支援の実施に取り組みます。

令和3年度事業計画

1 法人運営事業および地域福祉推進事業	
<p>(1) 法人運営事業 本会は、旭区の地域福祉の推進を目的としたさまざまな事業を実施しています。地域住民の身近な親しみやすい施設として、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、支援拠点としての活動を推進していきます。</p>	
① 会員の拡充	組織構成会員、賛助会員を拡充に努め、地域福祉の推進に向けた事業実施のため安定した財源確保につなげます。
② 広報活動の充実	<p>ア 広報紙（旭区社会福祉協議会だより「あさひ」）を年4回発行</p> <p>イ ホームページ活用による広報の充実</p> <p>ウ パンフレットの改訂</p> <p>エ しょうぶちゃんマップの改訂</p>
③ 地域交流会	地域の活動者同士の交流を深める場を設け、地域福祉の推進を図ります。
④ 共同募金運動への協力	共同募金の広報周知、募金案内などに取り組み、地域福祉の財源確保をめざします。
⑤ 車いす貸し出し事業の実施	車いすの短期間貸し出しをします。
<p>(2) 善意銀行の運営 広く区民のみなさんや企業の方などから善意の金銭や物品の預託を募り、地域福祉の向上・推進のため、地域福祉活動支援等に活用します。</p>	
<p>(3) 福祉基金の運営 旭区内の福祉施策の充実に向けて適切な助成や支援に努めます。また、今後支援等が必要と思われる対象についても検討していきます。</p>	
① ボランティア応援資金	ボランティア団体等の運営支援助成金として活用します。
② あさひパーソナルサポート事業	緊急食糧等提供事業及び調理に必要な器材購入に活用します。
<p>(4) 地域福祉推進のための事業拡充 地域住民に身近な「地域福祉の中核的な推進役」として事業の推進を図ります。</p>	
① 校下社会福祉協議会への支援	<p>ア 地域福祉活動の状況把握と支援や情報提供</p> <p>イ 地域福祉活動にかかわる役員・活動者等を対象した研修会等の開催および支援</p> <p>ウ 広報・啓発</p> <p>エ コロナ禍の中での地域福祉活動支援</p>
② 高齢者福祉の推進	<p>ア 高齢者の居場所づくりにかかる支援</p> <p>イ 認知症カフェへの活動支援</p> <p>ウ キャラバンメイト連絡会への活動支援</p> <p>エ 旭しょうぶ大学の開催、旭しょうぶ大学OB会への活動支援</p> <p>オ 旭しょうぶ大学OB会との協働による「ちょこっとボランティアグループ」への支援</p>

③ 障がい者福祉の推進	<p>ア 和んで座談会の活動支援</p> <p>イ 自立支援協議会、旭こころネットへの参画</p> <p>ウ 就労継続支援事業所などの物品スペースとしての活用</p>
④ 児童福祉・子育て支援活動の推進	<p>ア 旭区子育てサロン連絡会の開催</p> <p>イ あさひ安心ネットワーク会議への活動支援</p> <p>ウ マタニティカフェへの活動支援</p> <p>エ 旭区こども食堂ネットワーク会議への活動支援</p> <p>オ こども食堂団体への活動支援</p> <p>カ こどもカフェへの活動支援</p> <p>キ こども包括事業推進に向けた取組み</p>
⑤ 調査・研究活動の強化	地域診断をはじめとし、福祉ニーズの調査・研究を行います。
⑥ 研修会等の開催	地域福祉活動者の意欲向上や活動が生きがいにつながることを目的とした研修会を開催します。
⑦ ちょこっとパブリックビューイングの開催	家に閉じこもりがちな方を対象に、スポーツ観戦等を通じて、外出・住民同士のコミュニケーション・地域で顔の見える関係づくりの場を創出します。
⑧ 足湯サロンの開催	主に高齢者を対象に、2階の入浴設備を活用し、足湯と併せて健康チェックや専門職による相談を行うなど、介護予防とつどいの場づくりに取組みます。
⑨ 作品展示の開催	2階のダイルームを活用しボランティアの方等から募集した作品の展示を行います。展示会をきっかけとして様々な活動につなげることを目的とします。
⑩ ミニミニ図書スペースの設置	介護や認知症、子育てなど福祉関係の本や講座等のちらしなどを2階にも設置し、情報提供を強化します。
⑦ 地域福祉推進のための連絡調整事業の実施	<p>ア 社会福祉施設連絡会の開催</p> <p>イ 地域課題の整理および関係機関との連絡調整</p>
(5) ボランティア・市民活動の推進・地域福祉推進基金事業	
① ボランティア・市民活動センターの運営	運営委員会を開催し、センター運営について検討していきます。
② ボランティア・市民活動への支援	<p>ボランティア・市民活動への支援をします。</p> <p>ア 情報提供</p> <p>イ ボランティア活動の需給調整</p> <p>ウ ボランティア・市民活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会、ボランティア交流会の開催 ・しょうぶ大学の開催、しょうぶ大学OB会への活動支援 ・しょうぶ大学OB会との協働による「ちょこっとボランティアグループ」への支援 ・ボランティア・市民活動センターのオープンスペースの提供

③ 講座の開催	初級手話講習会、ボランティア養成講座を開催します。
④ 広報・啓発活動	ボランティア・市民活動センターだよりの発行 年4回
⑤ 多様な活動者・団体との連携・協働	<p>ア カフェ活動の連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症カフェ ・マタニティカフェ ・男のカフェ <p>イ 連絡会の連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援「あさひの輪」定例会の開催 ・自立支援協議会への参画
⑥ 福祉教育・防災教育の推進	<p>小中高校生および大学生、地域住民を対象とした講座等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いす、アイマスク、高齢者擬似体験 ・認知症サポーター養成講座
⑦ 区災害ボランティアセンターの設置及び運営について	<p>ア 災害ボランティアセンターの運営ボランティア養成講座の開催</p> <p>イ 災害時備蓄品の保管スペースの設置</p> <p>ウ 福祉避難所としての活用</p>

2 介護保険法による事業

(1) 地域包括支援センター事業

当区では大阪市の公募により3か所の地域包括支援センターが設置され、本会では、旭区圏域（大宮地域、高殿地域、高殿南地域）を受託し、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活が継続できるよう、できる限り要介護状態を予防するための介護予防サービスを適切に確保するとともに、要介護状態となっても高齢者の状況に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア」体制を確立することを目的として次のとおり実施します。

① 総合相談支援支援業務および権利擁護業務	<p>当圏域の総合相談窓口（旭陽ランチ）との連携を図り、高齢者の心身の健康の維持、生活の安定のために必要な援助、支援を行うことにより、その保健医療の向上、および福祉の増進を包括的に支援します。</p> <p>ア 地域におけるネットワーク構築業務 イ 実態把握業務 ウ 総合相談業務 エ 権利擁護業務 オ 地域ケア会議</p>
② 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	<p>地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、ケアマネジャーが主治医や多職種協働を図り、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための支援を行います。</p>
③ 家族介護支援事業	<p>介護を要する高齢者を在宅で介護している家族を支援するため、在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会の提供等を通じて家族介護者の介護負担の軽減および心身のリフレッシュを図り、家族介護者および地域住民に対し、適切な介護知識・技術・各種サービスの利用方法および認知症の理解を深めるとともに、当事者組織の育成・支援を図ります。</p>
④ 介護予防・日常生活支援総合事業 （第1号介護予防支援事業）	<p>要支援者自身の能力を最大限生かしつつ、利用者の状態やニーズに応じて適切なサービスが受けられるよう、介護予防ケアプラン作成にかかる一連の過程を通じて、包括的かつ効果的に実施されるよう援助を行い、事業対象者が要介護・要支援状態となることを予防します。</p>

<p>(2) 介護予防事業 65歳以上の方の自立した自分らしい生きがいや自己実現に向けた支援のため、10地域でなにわ元気塾を開催します。受講生へのアンケートを講座の初回と最終回におこない、受講成果をはかります。</p>	
<p>(3) 居宅介護支援事業 介護保険法による要介護・要支援認定を受けた高齢者に対し、効果的なサービス利用のためのケアプランの作成を行います。</p>	
<p>3 市・区・市社協からの事業受託による事業</p>	
<p>(1) 旭区生活支援体制整備事業 生活支援・介護予防サービスの充実とともに高齢者の社会参加の推進を図ることを目的として、生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の把握・ネットワーク化や地域資源・サービスの開発など、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて取り組みます。新たに、包括圏域ごとに担当する生活支援コーディネーターを配置し、さらなる事業の推進に取組みます。</p>	
<p>① ニーズと地域資源の把握・ネットワーク化</p>	<p>地域における買い物支援に関する協議体小会議により今後の旭区内の買い物支援および移動（外出）支援サービスを検討します。</p>
	<p>地域のニーズに応じて、協議体ワーキング会議を開催し、地域に必要な地域資源の立ち上げに向けて検討します。</p>
<p>② 地域資源・サービス開発</p>	<p>しょうぶ大学OB会と協働し、日常生活の「ちょっとしたお困りごと」に対応できるしくみづくりを行います。</p>
	<p>旭区社会福祉施設連絡会と協働し、定期的にお買い物ツアーを実施するなど、買い物支援に関するしくみづくりを行います。</p>
	<p>高齢者の私的な外出時の付き添いをサポートできるボランティアの養成や支援体制の構築に取り組みます。</p>
	<p>小地域活動者向けの研修会や交流会を企画し開催します。</p>
<p>③ 活動の場の発掘・開発</p>	<p>男のカフェ「火の鳥」を2階を活用し定期的で開催します。また地域の会館や社会福祉施設等での出張カフェの定期的な開催をめざし、活動の幅を広げるための啓発に取り組みます。</p>
	<p>コミュニケーション麻雀体験会開催の他、地域で実施されている既存のサロンや社会福祉施設等での活用を図り、新たな居場所づくりをめざします。また、出張麻雀を行える体制づくりに取り組みます。</p>
	<p>野菜作りを通じた地域交流の場づくりに取り組みます。収穫物を地域の食事サービスや社会福祉施設、子ども食堂等に提供することで地域のつながりづくり及び世代間交流のきっかけづくりをめざします。</p>
	<p>新たなネットワーク構築のしくみづくりを検討します。</p>
<p>④ サービス実施情報の提供・周知</p>	<p>あつたか通信の発行（年2回）をとおして、地域での取組み紹介や暮らしに役立つ情報の掲載、講座の案内や報告を行ないます。</p>
<p>(2) 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業 「要援護者名簿にかかる同意確認・名簿の整備、地域団体等への情報提供」「見守り支援ネットワークによる孤立世帯等への専門的対応」「認知症高齢者等の行方不明時の早期発見」の3つの機能について一体的に実施することにより、地域で把握した要援護者を適切な支援や見守りにつなぎ、地域での見守り活動の推進に向け取組みます。</p>	
<p>① 要援護者名簿にかかる同意確認・名簿の整備・訪問</p>	<p>ア 行政による要援護者名簿者の個別郵送による同意確認を行います。</p> <p>イ 同意のあった方々の名簿整理および地域団体等への名簿の提供を行い、地域の見守り支援者につなげます。</p>

② 孤立世帯への専門的対応	<p>ア 孤立世帯への戸別訪問を実施し地域の見守りにつなげます。</p> <p>イ 個別の福祉課題を検討するケース会議を適宜開催します。</p>
③ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見	<p>認知症高齢者等の行方不明時、氏名や身体的特徴等の情報を、関係機関・団体など協力者にメール配信し、早期発見につなげます。</p> <p>地域住民に向けて、「認知症の方への声かけ体験」を開催し、行方不明の恐れのある方への早期発見・保護を行います。</p>
<p>(3) あさひ学び舎事業</p> <p>学業や進学環境が十分に整わない生活困窮世帯および生活保護受給世帯等の子どもが成長し、再び生活困窮に至るといふ「貧困の連鎖」を断ち切るために中・高校生に対して学習支援、生活指導や開発教育などを行い、高校進学（卒業までのフォローアップを含む）による子どもの自立促進を図ります。また、生徒の様子を把握しやすくするため、2階のスペースを活用していきます。</p>	
<p>(4) 中・高生自立育み事業</p> <p>職業観や就労に対する意欲、責任感が希薄となりつつある生活困窮世帯の中・高校生に対して、将来を生き抜く力を備えるために、社会の様々な分野で活躍する職業人と接する機会を提供し、働く現場の雰囲気を感じることで情操面での成長を促し、自立した社会人の育成を図ります。</p>	
<p>(5) 旭区子育てサービス利用者支援事業</p> <p>一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子どもおよびその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。</p> <p>健診時や子育てサロン・イベント開催時には、現地に出向き、情報提供や相談支援を行うなど、アウトリーチの取組みを強化します。</p>	
<p>(6) 旭区子育て見守り事業</p> <p>子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、未就学児家庭への家庭訪問（アウトリーチ）による支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援等の相談支援 ・関連会議への参加 ・見守り活動への後方支援 	
<p>(7) 生活福祉資金貸付事業</p> <p>低所得者、障がい者または高齢者の世帯を対象に、資金の貸付と民生委員による必要な生活支援を行うことにより、経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう実施します。また厚生労働省の決定に応じてコロナ特例貸付も実施します。</p>	
<p>(8) 日常生活自立支援（あんしんさぼーと）事業</p> <p>在宅や社会福祉施設で生活している認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方を対象に、本人との契約に基づき福祉サービスなどの利用援助、日常的な金銭管理を行い、利用者の生活支援を行います。</p>	
<p>(9) 子ども・子育てプラザ</p> <p>在宅において子育てを行っている家庭や地域の子育て活動を支援するため、さまざまな情報の収集や提供をはじめ、地域の子育てサロンやサークル等を積極的に支援し、他の子育て支援関係機関と協力し、地域コミュニティーの形成と地域ネットワーク体制の強化に取り組みます。また、講座・イベントの開催、乳幼児とその保護者が自由に遊べる場所の提供等を行います。</p>	
① 大阪市子育て活動支援事業	<p>次代を担う子どもの健やかな育成を図り、家庭や地域の子育て力を高めるため、在宅で子育てを行っている家庭や、地域の子育て活動を支援するとともに、乳幼児期の親や子育て支援関係者、就学期の子どもたちが集い交流する機会を提供し、地域福祉活動の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 子育て情報の収集・管理・提供 イ 地域の自主的な子育て活動の支援 ウ 子育て中の親子の支援 エ 児童健全育成事業 オ 世代間交流事業 カ 地域関連事業

<p>② 大阪市つどいの広場事業 (大阪市地域子育て支援拠点事業)</p>	<p>主に乳幼児(0～3歳)を持つ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流できる場所の提供や、ボランティア活動を活用し育児相談などを行う場を身近な地域に設置することにより、子育て中の親子への子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てできる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て家庭の親とその子どもの健やかな育ちを支援します。</p>
<p>③ ファミリー・サポート・センター事業</p>	<p>会員による子育ての相互援助(子育てを援助してほしい方と子育てを援助できる方をコーディネート)により、地域で子育てを支え合うしくみをサポートをしています。支部業務は区内での会員募集・登録および相互援助活動の調整にかかる事務、本部(大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館内)・近隣支部・関係機関との連絡調整、区内広報活動、会員研修などを行います。また、クレオ大阪子育て館と連携し、「提供会員養成講座」を開催します。</p>
<p>4 その他</p>	
<p>(1) 旭区地域振興会事務局</p>	<p>ア 大阪市地域振興会事務局との連絡調整 イ 旭区地域振興会および各連合町会の町会長名簿の保管 ウ 日本赤十字社大阪府支部との連絡調整 エ 日本赤十字社会費募集の受付業務 オ 市民共済協同組合事務局との連絡調整</p>
<p>(2) 旭地区募金会事務局</p>	<p>ア 大阪府共同募金会との連絡調整 イ 赤い羽根共同募金活動運動の取組み ウ 募金の送金および取次ぎ事務</p>

※全事業について、必要に応じたコロナ感染予防対策をおこない実施します。

